

「すえっくん」出動要綱

1. 趣旨

この要領は、「すえっくん」の出動に関し、必要な事項を定め、元気な陶町の発信に資することを目的とする。

2. 出動先

出動先は、陶町明日に向って街づくり推進協議会(以下「街づくり」という。)会長(以下「会長」という。)が適当と認める先とする。

3. 出動申請

出動を要請する者は、出動料の発生の有無にかかわらず、あらかじめ「出動申請書」(別紙)を会長に提出、承認を受けなければならない。

4. 出動の承認

会長は前項の規定による申請があった場合、その内容が次の各号いずれかに該当する場合を除き、出動を承認するものとする。

- ・陶町の信用、又はキャラクターのイメージを損なう恐れがある場合
- ・特定の政治、思想、又は宗教等の活動に関すると認められる場合
- ・法令、又は公序良俗に反し、または反する恐れのあると認められる場合
- ・営利目的の活動に使用する場合、ただしあらかじめ街づくりと協議し、許諾を得たものは除く
- ・その他、会長が不適切であると判断した場合

会長は、「出動申請書」に押印し、申請者へ出動許可証として手渡しまたは郵送する。

5. 出動料

出動はスタッフ3～5名が付き添い、現地まで同行する(特殊な形状のため、本体のみの出動は不可能)。

- ・ 出動にかかわる費用は以下の通り。

① 出動料 1 回の出動につき	5, 000円	
② 交通費 片道 30 kmまで	3, 000円	片道30kmを越える場合と瑞浪市内は要相談
③ テントを利用する場合、利用料	1, 000円	(更衣室がない場合のみ。着替え用テントを持参します)
- ・ 以下の場合は出動を無料とする。

① 街づくりから委託して、活動していただく場合
② 会長が必要と認めた場合

6. 受付期間

希望出動日の 6 か月前から、1 か月前までとする。1 か月未満であっても会長が必要と認めた申請は受け付ける。

7. 申請先

〒509-6361 岐阜県瑞浪市陶町猿爪405-1
陶コミュニティーセンター内 陶町明日に向って街づくり推進協議会
TEL:0572-65-2112 FAX:0572-62-0004 Eメール:sue@suechou.com

8. その他

- ・この要領に定めるもののほか、出動に関して必要な事項は、別に定める。